

第 1 3 2 号議案

新城市しんしろ福祉会館の指定管理者の指定

新城市しんしろ福祉会館の指定管理者として次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和元年 1 2 月 6 日提出

新城市長 穂 積 亮 次

管理を行わせる施設	指定管理者となる団体	指定の期間
新城市しんしろ福祉会館 新城市字東沖野 2 0 番地 1 2	社会福祉法人新城市社会 福祉協議会 新城市字東沖野 2 0 番地 1 2	令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

第133号議案

新城市西部福祉会館の指定管理者の指定

新城市西部福祉会館の指定管理者として次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月6日提出

新城市長 穂積亮次

管理を行わせる施設	指定管理者となる団体	指定の期間
新城市西部福祉会館 新城市野田字上市場26 番地2	社会福祉法人新城福祉会 新城市矢部字本並48番 地	令和2年4月1日から令和 7年3月31日まで

第134号議案

新城市いきいきライフの館の指定管理者の指定

新城市いきいきライフの館の指定管理者として次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月6日提出

新城市長 穂積亮次

管理を行わせる施設	指定管理者となる団体	指定の期間
新城市いきいきライフの館 新城市矢部字上ノ川1番地6	公益社団法人新城市シルバー人材センター 新城市矢部字上ノ川1番地6	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

第135号議案

新城市もくせいの家ほうらいの指定管理者の指定

新城市もくせいの家ほうらいの指定管理者として次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めらる。

令和元年12月6日提出

新城市長 穂積亮次

管理を行わせる施設	指定管理者となる団体	指定の期間
新城市もくせいの家ほうらい 新城市長篠字丸井5番地 2	特定非営利活動法人もくせいの家 新城市長篠字丸井5番地 2	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

第136号議案

新城市鳳来高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定

新城市鳳来高齢者生きがいセンターの指定管理者として次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月6日提出

新城市長 穂積亮次

管理を行わせる施設	指定管理者となる団体	指定の期間
中央高齢者生きがいセンター 新城市長篠字仲野16番地11	公益社団法人新城市シルバー人材センター 新城市矢部字上ノ川1番地6	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
東陽高齢者生きがいセンター就業棟 新城市大野字久羅下43番地1		
山吉田高齢者生きがいセンター就業棟 新城市上吉田字山本1番地3		
鳳来高齢者生きがいセンター就業棟 新城市玖老勢字五領31番地1		

### 第137号議案

新城市学童農園山びこの丘及び新城市鳳来ゆ～ゆ～ありいな指定管理者の指定

新城市学童農園山びこの丘及び新城市鳳来ゆ～ゆ～ありいな指定管理者として次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月6日提出

新城市長 穂積亮次

管理を行わせる施設	指定管理者となる団体	指定の期間
新城市学童農園山びこの丘 新城市玖老勢字新井9番地	ビルホゼングループ 代表団体 静岡ビル保善株式会社 静岡県静岡市葵区鷹匠二丁目23番9号	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
新城市鳳来ゆ～ゆ～ありいな 新城市能登瀬字壺輪23番地1	構成団体 中部ビル保善株式会社 静岡県浜松市中区常盤町132番地の18	